

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年12月1日提出
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷 明彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町1 2 番 7 号 日本橋小網ビル7階
【事務連絡者氏名】	長谷川 英子
【電話番号】	03-6892-7111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月24日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、ファンドの委託者変更などに伴ない記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（１２）【その他】

<更新前>

該当事項はありません。

<更新後>

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は当ファンドの委託者を変更することを目的とする信託約款の変更を以下の手続きおよび日程で行います。

1 予定している約款変更の内容および変更理由

当社は、当ファンドの委託者を当社からファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「ファイブスター社」といいます。）に変更するため、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う予定です。（以下、「本信託約款変更」といいます。）

当社は、設定した投資信託におけるデューデリジェンスおよびモニタリング等の機能を高め、より強固な業務運営態勢を構築するため、運用商品ラインアップの絞り込みを行っております。当ファンドにおいては、投資信託約款の「信託契約の解約」条項に定められた受益権口数を下回っているものの、運用実績および販売会社からの要望等を勘案し、当ファンドの運用を継続することといたしました。

当ファンドの運用を継続するに際して、当社とファイブスター社は、当ファンドの信託契約に関する委託者業務をファイブスター社へ引き継ぐことで合意いたしました。ファイブスター社は、日本株のロング・ショート戦略等のオルタナティブ投資やアジア株投資等を得意とする独立系の運用会社であり、当ファンドの実質的な主要投資対象であるアジア株式の運用・リサーチに関して優れた運用体制を有しているため、当社は、委託者業務をファイブスター社へ引き継ぐことが当ファンドの受益者の利益に資すると判断いたしました。

なお、本信託約款変更は、当ファンドの商品性そのものに変更を加えるものではありません。

本信託約款変更に関する詳細は、後掲「信託約款の新旧対照表（案）」をご参照ください。

本件につきましては、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年12月15日法律第109号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号）第30条に定める、変更の内容が重大なものに該当するものとして、異議申立て期間を設定いたします。同法の規定に基づき、受益者の受益権口数の2分の1を超える異議申し立てがなかった場合にのみ、本信託約款変更を行います。

<ご参考：ファイブスター投信投資顧問株式会社について>

平成21年4月1日に株式会社ファイブスター投資顧問として設立され、平成25年8月8日にファイブスター投信投資顧問株式会社へ商号変更、（１）投資運用業（投資信託委託業、投資一任業）に係る業務、（２）投資助言・代理業に係る業務を行っております。

・ファイブスター投信投資顧問株式会社の概要（平成29年7月末現在）

所在地	: 東京都中央区入船1-2-9 八丁堀MFビル8階
金融商品取引業者登録番号	: 関東財務局長（金商）第2266号
設立年月日	: 平成21年4月1日
資本金	: 2億1,175万円
受託資産残高	: 227億1,383万円

2 信託約款変更手続きおよび日程

受益者および受益権口数の確定 : 平成29年12月1日

受益者への交付書面発送日・ ホームページ公告日	: 平成29年12月1日
異議申立期間	: 平成29年12月1日～平成30年1月4日
信託約款変更の実施の決定日	: 平成30年1月5日
信託約款変更の金融庁届出日	: 平成30年1月22日（予定）
信託約款変更の効力発生日	: 平成30年1月29日（予定）

信託約款変更の実施に関する異議申立ての結果は「信託約款変更の実施の決定日」に弊社ホームページでお知らせいたします。

当ファンドの平成29年12月1日時点の受益者の方（平成29年11月29日までに取得のお申し込みをなされた方を含みます）のみが、当社に対し、本信託約款変更に対する異議の申立てができます。平成29年11月30日以降に当ファンドのご購入をお申し込みになり、これに伴い当ファンドの受益権を取得された受益者につきましては、異議の申立てはできません。

本信託約款変更に対し、異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかった場合、平成30年1月29日を本信託約款変更の効力発生日とし、信託約款の変更を行います。その場合、平成30年1月5日に弊社ホームページに「ディープリサーチ・チャイナ・ファンドにおける信託約款変更実施のお知らせ」を掲載いたします。

また、異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合、本信託約款変更の手続きは行いません。この場合は、平成30年1月5日に弊社ホームページに「ディープリサーチ・チャイナ・ファンドにおける信託約款変更中止のお知らせ」を掲載いたします。

3 本信託約款変更に対する異議申立ての方法について

予定しております本信託約款変更に対して、異議のある受益者の方は、本信託約款変更に対する異議申立てを行うことができます。本信託約款変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

異議を申し立てられる受益者の方は、販売会社より交付される「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド信託約款変更（予定）のお知らせ」（以下「受益者向けレター」といいます。）に記載されている必要事項をご記入の上、異議申立書を平成30年1月4日までに弊社宛にご送付ください。平成30年1月4日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

本信託約款変更に対して、異議申立てを行わない場合（異議申立書を返送いただかない場合）は、本信託約款変更賛成いただいたものとして取り扱わせていただきます。また、異議申立書の記入内容に不備等がある場合には異議申立てを受付できなくなる場合がございます。

4 異議申立てをされた受益者の買取請求の手続きについて

本信託約款変更が決定した場合には、異議申立てをされた受益者は、以下の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託者（野村信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について、当ファンドの信託財産による買取を請求することができます。買取請求の受付は、平成30年1月9日から平成30年1月26日までとし、平成30年1月26日までに必要書類を受託会社が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。なお、異議申立てをされた受益者が、必ず買取請求をしなければならないということではありません。買取請求に関する詳細については、受益者向けレターをご参照ください。

信託約款の新旧対照表（案） ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

新	旧
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>ファイブスター投信投資顧問株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>日本アジア・アセット・マネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p>